

# 個人情報取扱事業者の義務

1. 利用目的の特定、利用目的による制限
  - ・ 個人情報を取扱うに当たって、利用目的をできる限り特定しなければなりません。
  - ・ 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱ってはなりません。
2. 適正な取得、および取得に際しての利用目的の通知等
  - ・ 偽りその他不正な手段によって個人情報を取得してはなりません。
  - ・ 個人情報を取得したときは、本人に速やかに利用目的を通知または公表しなければなりません。また、本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ本人に利用目的を明示しなければなりません。
3. 正確性の確保
  - ・ 利用目的の達成に必要な範囲で、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければなりません。
4. 安全管理措置
  - ・ 個人データの漏えいや滅失を防ぐために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。
  - ・ 安全に個人データを管理するために、従業員に対し、必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
  - ・ 個人データの取扱いについて委託する場合、委託先に対し必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
5. 第三者提供の制限
  - ・ あらかじめ本人の同意を得ないで、他の事業者など第三者に個人データを提供してはなりません。
  - ・ 本人の求めに応じて第三者提供を停止することとしており、一定の事項をあらかじめ通知しているときは、本人の同意を得ずに第三者提供することが可能です。
6. 開示、訂正、利用停止等
  - ・ 本人からの求めに応じて、保有個人データを開示しなければなりません。
  - ・ 保有個人データの内容に誤りのあるときは、本人からの求めに応じて、訂正等を行わなければなりません。
  - ・ 保有個人データを法の義務に違反して取扱っているときは、本人からの求めに応じて、利用の停止等を行わなければなりません。
7. 苦情の処理
  - ・ 本人から苦情などの申出があった場合は、適切かつ迅速な処理に努めなければなりません。
  - ・ 本人からの苦情を、適切かつ迅速に処理するため、苦情受付窓口の設置等必要な体制を整備しなければなりません。